

議事要旨(1) 2014年6月開催 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) の報告

冒頭、小賀坂副委員長より、6月2日及び3日に行われた会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議の概要について説明がなされた。続いて、関口委員より、説明資料[審議事項(1)]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

収益と費用の報告及び測定基礎の選択（英国財務報告評議会（FRC）から提出されたペーパー）に関する議論

- ある委員より、事業モデルに応じて選択すべき測定基礎が異なるべきという FRC ペーパーで示された考え方に対して、ASAF メンバーからどのような意見が示されたか、という質問がなされた。
- これに対して事務局からは、次のような回答がなされた。
 - 事業モデルについては、当該用語が示す内容がやや不明確なまま議論が進められたため、若干議論が錯綜しているように感じられた。また、FASB の理事からは、「2014 年 3 月の ASAF 会議で提示したアプローチは、未実現利益を純利益に計上すべきか否かによって測定基礎を分けるものであり、資産・負債の使用方法は変化していくことを想定していた。」という趣旨の意見があった。その他、「事業モデルのあり方は表示と開示に影響する」との見解も示されたが、事業モデルが測定に影響を与えるため、結果として表示と開示に影響を与えるという考えなのか、測定とは無関係に表示と開示に影響を与えうるという主張なのか、十分に明確でなかった。
- ある委員より、会議において、ASBJ や AOSSG から営業利益の表示を要求すべきとの見解が示された一方、FRC ペーパーや IASB の Hoogervorst 議長からのコメントでは営業利益の定義は困難であるという見解が示されたようだが、営業利益に関する議論はどのようなものであったのか、という質問がなされた。
- これに対して事務局からは、次のような回答がなされた。
 - 営業利益の表示については、開示に関する取組みの議論において、ASBJ から「営業利益の表示を要求する旨を検討すべき」という発言をした後、AOSSG からこれを支持する発言がなされている。本件については、その後に議論された FRC のペーパーにおいても記述されており、そこでは、営業利益を厳密に定義することは困難であるため、概括的な考え方を基準で定めた上で、各企業が営業利益の内

容を注記する旨を要求すべきという提案がされていた。

- ある委員より、米国では、開示の取組みにおいて営業利益の表示が検討されているようだが、FASB は純利益よりも営業利益を定義することを容易と考えているのか、という質問がなされた。
- これに対して事務局からは、2014 年 3 月の ASAF 会議において、FASB の代表者から、「OCI には法則性がないため純利益の定義が難しい」という発言がされていたが、営業利益の定義については特段触れられておらず、ご質問の点について明確には分からない、という回答がなされた。

持分法に関する議論

- ある委員より、米国において、持分法に関して具体的にどのような検討がされたのか、という質問がなされた。
- これに対して事務局からは、次のような回答がなされた。
 - 2010 年に FASB から金融商品会計の改訂公開草案が提示された際、持分法の適用範囲についても修正案が示された。当該改訂公開草案では、コアなビジネスに関連し、重要な影響力がある投資先に限って持分法を適用するというような内容が提案されていた。しかし、関係者から強い懸念が示されたことから、当時の FASB の議論では、持分法の適用範囲について大幅な変更を行うという結論に至らなかった。

保険契約に関する議論

- ある委員より、「有配当契約について別個のモデルを開発すべきか」という質問に対して、多くのメンバーから、保険契約について単一のモデルを適用すべきという主張がされたことは理解したが、それは改訂公開草案のモデルは有効に機能するため、別個のモデルは必要がないという趣旨と、それとも改訂公開草案のモデルに問題はあるが、有配当契約と無配当契約でモデルを分ける必要はないという趣旨のいずれか、という質問がなされた。
- これに対して事務局からは、次のような回答がなされた。
 - 欧州のメンバーからは、有配当契約について、少なくとも改訂公開草案で示された会計処理モデルとは異なるモデルを適用すべきとの発言がされていたが、それ

以外のメンバーからは、ミラーリング・アプローチは不要ではないかという趣旨の発言がされていた。このため、改訂公開草案で示された会計処理モデルが有配当契約にそのまま適用可能と考えているか否かについては必ずしも明示的ではなかった。

その他

- あるオブザーバーより、IASB 関係者からの発言について特段説明がなかったが、特筆すべきものはなかったという理解で良いか、という質問がなされた。
- これに対して事務局からは、時間の関係で省略したが、若干補足させていただくと、IASB 関係者からは、事業モデルについてはこれを定義するよりも事業活動のあり方に着目すべきいう発言があったほか、持分法については一行連結か測定基礎なのかという概念的な議論をプロジェクトの範囲に含めるか否かについて慎重に検討を進めるべきという発言があった、という回答がなされた。

以 上